

## 平成25年度事業計画

当指導センターの役割は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」により、理美容、クリーニング、旅館ホテル、飲食業などの18業種（三重県は13業種）の生衛業の衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興を通じてその衛生水準の維持向上を図り、利用者または消費者の安全で安心な暮らしを擁護し、更には、雇用の維持・確保の面においても大きな役割を担っている。

しかしながら、生衛業者の大半が、経営基盤が脆弱で適切な衛生水準の維持向上が阻害される傾向にあることから、衛生規制等とあわせて様々な政策支援策を有効且つ効率的に取り組んでいくことが重要である。

平成24年度は、生衛業全体の更なる発展と県民の安全と安心を守るため平成22年11月22日に立ち上げた、県内全ての生活衛生同業組合が参画する「在り方検討委員会」において、13業種共通のロゴマークとそのステッカーや相互サービスの可能性等の検討を行ってまいりました。

25年度は、この活動をさらに推進し、具体化に向けて取り組んでまいりたいと考えています。

また、日本政策金融公庫の生活衛生改善貸付（衛経貸付）に対する市町の利子補給に付いても、引き続き取り組んでまいります。

平成23年3月11日発生した東日本大震災を受けて、各組合においては、県民の安全で安心な暮らしを守るべく災害時協定の締結や各種備品の提供にも積極的に取り組んでいるところであります。

一方、国内景気を見ますと、平成24年11月に新政権が発足した以降、株高・円安の傾向が続き、徐々にではありますが、国内景気は回復しつつあります。

しかしながら、サラリーマンの給与に反映されるまでには至っておらず、生衛業を取り巻く環境は、当面、厳しい状況が続くことが予想されます。

当指導センターは、こうした厳しい経済・社会情勢の中、生活衛生関係業者に対し、融資・経営・衛生面等の指導の充実を図り、三重県の生衛業の発

展と県民の安全で安心な暮らしを守るため効率的且つ有意義な事業を行っていきます。

## 平成25年度重点取組

- 1 在り方検討委員会活動の充実
- 2 利子補給要請活動の推進
- 3 経営特別相談員活動の活性化
- 4 災害時支援への対応
- 5 生衛業活性化促進事業の充実

### I 指導センターの企画運営に関する事業

- (1) 評議員会、理事会等の適宜開催と適正な運営
- (2) 「“セイエイみえ” 在り方検討委員会」の開催と的確な運営
- (3) 行政機関等との緊密な連携による事業の展開
- (4) 全国会議（理事長会議、事務局代表者会議、実務担当者会議等）及びブロック経営指導員会議への出席
- (5) 事業の推進に必要な会議の運営
- (6) 各生活衛生同業組合事務局担当者会議の開催等各組合との緊密な連携

### II 生活衛生関係営業の振興を図る事業

生活衛生関係営業（以下、「生衛業」という。）を営む者に対し、融資・経営・衛生面等の指導の充実を図り、生衛業の振興・発展と県民の安全で安心な暮らしをサポートする。

このため、融資・経営・衛生等の相談、情報化整備、後継者育成等の各事業並びに研修を行うとともに市場調査等受託調査事業を行う。

また、三重県の生衛業の振興・発展を図るために機関紙の発行を行う。

## 1 生活衛生営業相談指導事業

当指導センターに国の設置要綱に基づく生活衛生営業経営指導員を配置し、生衛業者からの衛生・融資・税務・労務管理等の相談対応・指導を行うとともに、適宜巡回相談を行い、更に毎月1回ずつ四日市市と伊勢市において移動相談を行う。これらの相談において、随時、中小企業診断士が対応する日を設ける。また、県の養成講習を終了し知事の委嘱を受けている経営特別相談員の研修及び一般県民も参加可能な税務研修会を実施する。

### (1) 営業相談室事業（当指導センター相談コーナー）

生活衛生営業経営指導員が生衛業者からの衛生・融資・税務・労務管理等の相談を受け、指導助言を行う。

### (2) 巡回相談の推進

県内の生活衛生同業組合の支部長や特別相談員等の店舗を積極的に訪問し、情報の収集及び還元に努め、きめ細かな経営相談等に努めます。

また、これまで取組が不十分であった遠隔な地域（名張・伊賀地区尾鷲・熊野地区など）にも積極的に巡回します。

### (3) 移動相談の充実

遠隔地の相談者の利便を図るため、次のとおり移動相談室を設置します。

\*三重県四日市庁舎 原則として毎月第1水曜日（年12回）  
（25年5月、26年1月は第2水曜日）

\*三重県伊勢庁舎 原則として毎月第1木曜日（年12回）  
（25年5月、8月、26年1月は第2木曜日）

#### ア 相談指導顧問（中小企業診断士）の設置

専門的な経営相談に応じるため、年6回（指導センター事務所 2回、四日市庁舎 2回、伊勢庁舎 2回）中小企業診断士が対応する相談日を設けます。

### (4) 経営特別相談員研修

県の養成講習を終了し知事の委嘱を受けている経営特別相談員の研修（融資、衛生、経営等）を年1回開催する。

なお、経営特別相談員の多くが事業者であるため、極力多数参加がで

きるよう開催場所・開催曜日等に配慮し開催することとする。

<開催予定日>

- ① 平成25年7月1日（月）津市
- ② 平成25年7月3日（水）四日市市
- ③ 平成25年7月4日（木）伊勢市
- ④ 平成25年7月5日（金）津市

（5）税務研修会の開催

生衛業者の税務知識の向上、県の養成講習を終了し知事の委嘱を受けている経営特別相談員の税務知識の向上、更には一般県民も参加可能な税務研修会を年1回開催する。

（6）生活衛生貸付の融資相談

日本政策金融公庫（国民生活事業）と連携を密にした的確な相談指導と迅速な事務処理を行い円滑な資金導入に努めます。

- ① 一般貸付についての融資相談及び指導助言
- ② 同業組合の振興計画に基づく融資の指導助言・推進
- ③ 生活衛生関係営業経営改善資金貸付の適正な推進と指導助言
- ④ 利子補給制度の促進

2 生衛業情報化整備事業

（財）全国生活衛生営業指導センター（以下、「全国指導センター」という。）とのネットワーク等との連携により、生衛業に関する経営指標・各種統計資料・公庫融資制度・苦情処理事例等の情報を整備し、利用者または消費者に役立つ情報の提供を行うとともに機関紙「せいえいみえ」を発行する。

また、平成22年度から、三重県独自の情報伝達ネットワーク「せいえい三重ネット・ネット」の構築に着手し、23年度から、食中毒警報をはじめ、当指導センター及び各同業組合の開催する各種研修・講習会、イベント等の情報提供を開始するとともに、今後検討会により配信基準を整備していく。

- （1）全国指導センターとのネットワーク等による情報の収集、提供を行うとともにホームページの適切な運用管理、お知らせページの充実に努めます。
- （2）三重県消費生活センターとの日頃の連携を強化し、適宜情報交換会を開催する。

- (3) 「せいえい三重ネット・ネット」登録事業所数を計画的に増やし、ネットワークの拡充に努める。

(平成24年度末：124件登録) ⇒ (平成25年度末：200件登録)

### 3 後継者育成支援事業

生衛業が直面している後継者問題に取り組むため、当指導センターに後継者育成支援協議会および後継者育成支援検討会を設置し、必要に応じて開催するとともに、関係団体と連携して後継者育成支援に取り組む。

モデル事業として、理容・美容組合が中高生等に対して出前授業や課外授業を行い後継者の育成に取り組んでいるのに続いて、今後は、鮭業、料理業等、他の生衛業にもインターンシップ制度を導入するとともに、県教育委員会所管のキャリア教育推進地域連携事業にも参加を促し、雇用吸収力の高い生衛業の活性化を図る。

- (1) 出前授業・課外授業の支援

- (2) インターンシップ登録店の推進

(24年度末：5業種91店舗登録) ⇒ (25年度末：5業種100店舗登録)

- (3) 県教育委員会所管のキャリア教育推進地域連携事業への参加

- (4) 次世代を担う若手経営者・組合員の活動の支援

### 4 調査受託事業

生衛業の経営の健全化と融資制度の充実等に資する基礎資料を得るための調査として、全国指導センターの委託を受け、生活衛生関係営業の経営状況調査等の市場調査事業を実施する。

## III 地域の健康・福祉対策を推進する事業

生衛業の特徴を活かして地域の健康増進、福祉の向上を図ることにより、生衛業の振興・活性化、経営の安定化を図り、生衛業の地域社会への貢献を促進する。

### 1 生衛業活性化促進事業

衛生・健康増進・バリアフリー等について講習・研修を開催するなどして衛生管理への注意喚起、ヘルシーメニュー店・禁煙分煙店登録の推進、店舗のバリアフリー化を促進する。

- (1) 衛生推進事業

ア 食中毒警報等衛生面に配慮すべき情報を随時周知する。

イ 保健所と生活衛生同業組合との衛生面に関する情報交換会を開催する。

＜開催予定日＞

- |           |               |
|-----------|---------------|
| ① 四日市市保健所 | 25年10月 2日 (水) |
| ② 伊勢保健所   | 25年10月 3日 (木) |
| ③ 桑名保健所   | 25年10月15日 (火) |
| ④ 鈴鹿保健所   | 25年10月17日 (木) |
| ⑤ 松阪保健所   | 25年10月22日 (火) |
| ⑥ 伊賀保健所   | 25年10月24日 (木) |
| ⑦ 尾鷲保健所   | 25年10月29日 (月) |
| ⑧ 津保健所    | 25年10月又は11月予定 |

ウ 日本公庫の各支店、県内全保健所等に業界案内のパンフレット等を配備するとともに、融資相談や許可申請時等に配布し、組合加入のメリット等について周知してもらえよう態勢の整備に努めます。

## (2) 健康増進事業

ア 飲食店等におけるヘルシーメニュー・カロリー表示登録店の推進

イ 生衛業者及び一般市民を対象とした食育等の講習会・研修会の開催

(3) 店舗のバリアフリー化、補助犬の受入れ等障害を持った人に優しいお店作りを推進するために研修・講習会を開催する。

## (4) 禁煙・分煙への取組支援

一昨年度から取り組んでいる「禁煙・分煙等の表示」に付いて、具体的に実施する。

## 2 災害時における支援事業

生衛業の有する人的・物的・技術的資源を活かして、県の災害対策に積極的に協力する。

(1) 大規模災害時帰宅困難者支援協定締結の拡大

(2) 災害時復旧支援の検討

生衛業の人・技術・施設を活かした災害復旧時の支援策を検討する。

## IV 消費者の利益を守る事業

消費者・利用者の利益を守るため、苦情相談への対応を検討するとともに消費者等から意見・要望を聞き取り、提供する業務内容の一定水準の確保及び質の向上、賠償制度の導入・拡大を図る。

### 1 消費者コールセンター等事業

(1) 平成23年度から行ってきた「消費者コールセンター等事業」による

検討会の結果を受けて、消費者代表、生衛業代表、学識経験者及び行政関係者による「消費者モニター会議（仮称）」を開催し、消費者との連絡会議を開催し、消費者の生の声を吸収し事業に活かす。

～参考～

＜消費者コールセンター等事業検討委員会委員＞

三重県消費者団体連合会会長、同副会長、社交飲食業組合理事長、クリーニング組合常務理事、四日市市立博物館館長、県消費生活センター副課長、県健康福祉部食品安全課主幹

(2) 平成 24 年度から参画した三重県消費生活センター所管の「みえ・くらしのネットワーク」との連携を強化し、消費者とサービス提供者に係わる各種情報の交換を行う。

## 2 クリーニング師等研修・講習事業

クリーニング業法で受講が義務付けられているクリーニング師研修及び業務従事者講習（通信教育）を県知事の指定を受けた全国指導センターからの受託事業として実施する。25年度から新しいクールに入るが、行政、組合と協議・連携し、低迷する受講率の向上に努める。

## 3 標準営業約款登録事業

消費者のより強い信頼を得るために作られた制度であり、公庫融資においても、登録事業所については、より低利な優遇措置がとられている。

安全・安心・清潔な生衛業の店舗が普及し、利用者や消費者の利益が確保されるように、厚生労働大臣が指定する理容業・美容業・クリーニング業・麺類業及び一般飲食業ごとに営業方法や取引条件を定め損害保険に加入することを条件に、全国指導センターが厚生労働大臣の認可を得て作成した標準営業約款について、登録店の募集・登録・更新を行う。

(1) 消費者の登録店利用を促進するために街頭啓発を行う。

(2) 登録加盟店の維持・拡大のための関係者協議会・勉強会を開催する。

(平成 24 年度末：1,017 件登録) ⇒ (平成 25 年度末：1,000 件登録)

## 4 環境衛生営業振興助成交付金事業

生活衛生同業組合が実施する全国大会に協賛して連合会が実施する事業に対して、企画運営委員会を開催・検討し、補助する。